

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	タジキスタン共和国政府に対す る贈与に関する日本国政府とタ ジキスタン共和国政府との間 の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円	2018.1.25 ドゥシャン ベで (同日)	日本側 北岡元在タジキス タン大使 シロジツ タジキスタン側 ロフ外務大 臣	2018.2.5 29号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とタジキス タン共和国政府との交換公 文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	160,000千円 2026.12.31まで	2018.10.5 東京で (同日)	日本側 北岡元在タジキス タン大使 シロジツ タジキスタン側 ロフ外務大 臣	2018.7.9 236号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、.....と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。